



2022年5月13日

各 位

上場会社名 株式会社共立メンテナンス
代 表 者 代表取締役社長 中村 幸治
(コード番号 9616)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 石 井 正 浩
(TEL 03-5295-7854)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第43回定時株主総会に「定款一部変更の件（電子提供措置に係る定款変更）」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	2022年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月28日（予定）

以上

(別紙)

(変更箇所には下線を付しています。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="199 297 774 331"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p data-bbox="183 342 821 712"><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="478 779 558 813">(新設)</p> <p data-bbox="478 1305 558 1339">(新設)</p>	<p data-bbox="1101 297 1181 331">(削除)</p> <p data-bbox="861 779 1101 813"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="845 824 1412 1003"><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="917 1014 1412 1294">② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="861 1305 957 1339"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="853 1350 1412 1675">1. 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="853 1686 1412 1865">2. 前項の規定に関わらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="853 1877 1412 2056">3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>